

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域防災のリスク

ア 災害別

(洪水：中富良野町防災ハンドブック)

中富良野町には、石狩川水系空知川支流の富良野川とその支流のヌッカクシ富良野川、ベベルイ川、デボツナイ川の4河川が貫流しており、その流域は平坦地は水田及び市街地として利用されており、山裾の丘陵地は畑として利用されている。

4河川が氾濫した場合、中富良野町ハザードマップによると平坦地では0.5～3.0mの浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者
市街地区	0.5～3.0m未満	39
西中地区	0.5～3.0m未満	7
西山地区	0.5～3.0m未満	29
中央地区	0.5～3.0m未満	15
宇文地区	0.5～5.0m未満	6
旭中地区	0.5～3.0m未満	4
本幸地区	—	—



(出典：中富良野町防災ハンドブック)

(土砂災害：中富良野町ホームページ)

中富良野町の土砂災害警戒区域は7カ所、土砂災害特別警戒区域は1カ所ある。

・土砂災害警戒区域

指定区域名	地区名	自然現象の種類	指定年月日
旭中の沢川	旭中	土石流	平成22年6月1日
新田中沢川	西山	土石流	平成22年6月1日
山仁の沢川	西山	土石流	令和2年3月10日
布施の沢川	西山	土石流	令和2年3月10日
新田中一の沢川	西山	土石流	令和2年3月10日
久栗の沢川	旭中	土石流	令和2年3月10日
第一の沢川	本幸	土石流	令和2年3月10日

・土砂災害特別警戒区域

指定区域名	地区名	自然現象の種類	指定年月日
布施の沢川	西山	土石流	令和2年3月10日

(地震災害：中富良野町防災ハンドブック)

北海道で想定される地震は、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、主に陸域で発生する内陸型（地殻内）地震に大きく分かれる。北海道防災会議では、最新の研究の結果等に基づき、そのうち、地震被害想定調査を行うための対象地震として、31地震193断層モデルを設定した。そして、地震被害想定調査では31地震193断層モデルについて被害の概略計算の結果から、各管内に特に影響のある24地震54断層を選定し調査を行った。これらの中で中富良野町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として「富良野断層帯西部による地震」とその他「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定する。

想定した2タイプの地震のうち、中富良野町に最も大きな被害をもたらす地震は「富良野断層帯西部による地震」（震度7）と予測される。

地震の種類 計測震度	富良野断層帯西部による地震	全国どこでも起こりうる直下の地震
役場周辺	震度7	震度6

また、「富良野断層帯西部による地震」による全町内の人的被害、建物被害は、次のとおりである。（冬の早朝を想定）

被害区域		被害者数	被害区分	被害棟数	
人的被害	死者	8	建物被害	全壊	233
	重傷者	7		半壊	367
	軽症者	102		計	600
	計	117			



(出典：地震ハザードステーション)

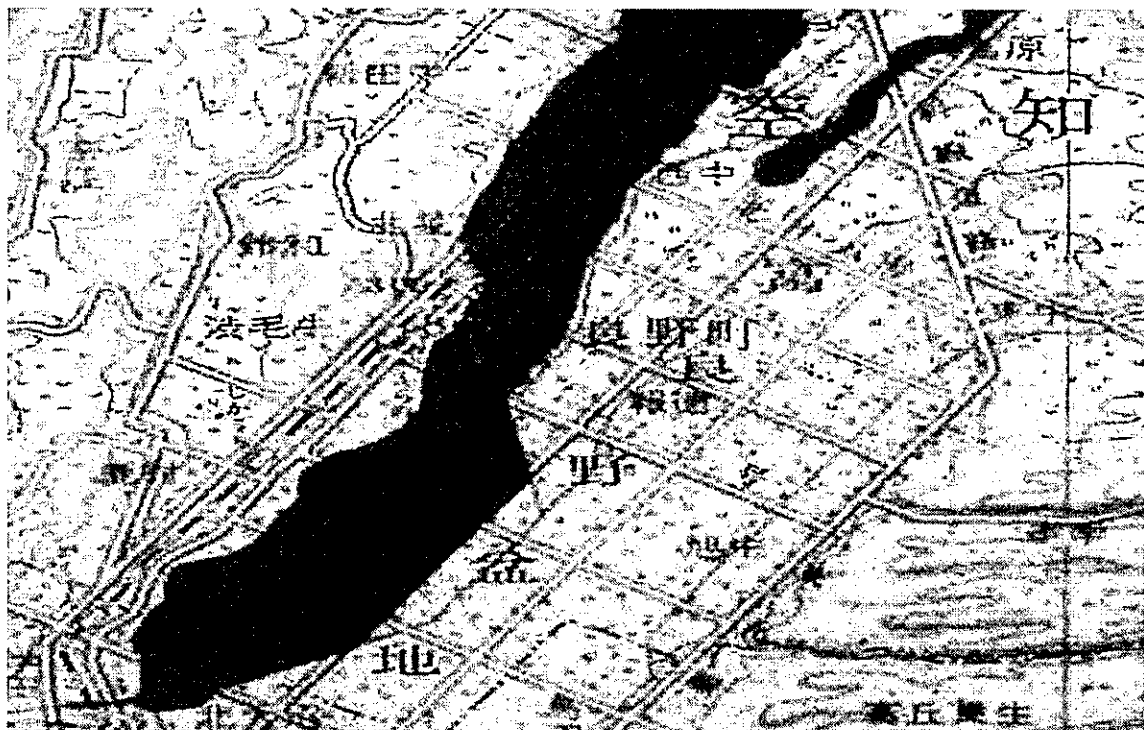
(火山災害：中富良野町地域防災計画)

十勝岳では江戸時代末期の安政年間以来、1857,1887,1926,1962及び1988～1989年の5回顕著な噴火が発生している。1926年の噴火では、中央火口丘「丸山」が爆発で崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野町などで144名が犠牲となった。1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で噴煙は10km以上に達し、風上の広い地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火では、爆発的で火砕流や火災サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。歴史時代の噴火は、すべてグラウンド火口域で発生している。

最近の噴出物などの調査によると、過去3千年の間に活発な火山活動を繰り返し、溶岩流の流出や火砕流を生じており、この間5回の火山泥流が発生したとされている。

なお、噴火活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。十勝岳の過去3千年程度の中で最大規模の噴火を想定した場合、積雪期における融雪型泥流（泥流）が到達するおそれのある地区は、下記の図のとおりである。

図表 積雪期における融雪型泥流（泥水）が到達するおそれのある地区



(出典：中富良野町地域防災計画)

イ 時季別

(中富良野町地域防災計画)

1 春の災害

冬期間の積雪が春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融雪が促進されいわゆる融雪災害が起こる。発生する時期は、概ね3月末から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むところから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。

本町において、融雪災害による記録はみられないが、山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水するなどによる発生が考えられる。

2 夏の災害

北海道には、梅雨がないと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、津軽海峡付近まできて、その前線上を低気圧が通過すると大雨に見舞われることがある。

近年では、小さな範囲の地域に集中豪雨が発生することがある。

3 秋の被害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすくまた、台風の最盛期でもある。台風が北海道に接近する頃は、この勢力が弱まっているのが普通であるが時に勢力を維持して北海道へ接近し、甚大な災害をもたらす場合がある。

このような台風による雨と風又は台風により前線を刺激して大雨を降らす災害は8～10月にかけて台風及び集中豪雨による被害が過去に記録されている。

4 冬の災害

冬期に入ると低気圧の襲来により降水は雪となり、風雪による交通障害が発生する。

本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪等により、公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

5 その他災害について

本町に発生が予想されるその他の災害としては、十勝岳の噴火、十勝沖地震災害による被害が過去に記録されており、各種対策が必要である。

その他、各種火災、事故災害への警戒も重要である。

《過去における主な災害記録》

発生年月日	種別	地域	被害状況
昭和37年6月29日	噴火	十勝岳	23時頃爆発、上富良野町で死者5人、負傷者11名、噴煙1,200m上空に達し、3カ所の爆発口（37年口）出現、降灰地域は新得トムラウシ方面
昭和41年8月20日	集中豪雨	全町	8月17日～21日までに雨量上富良野で198mmを記録。各河川が氾濫し大きな被害をもたらした。 被害額 住宅関係 3,359千円 農業関係 83,782千円 土木関係 22,300千円 その他 847千円 計 110,288千円
昭和43年5月16日	地震	全町	十勝沖地震災害により、町簡易水道本管9カ所破損460戸断水
昭和56年8月4日～5日	集中豪雨	全町	総雨量277mmという記録的な大雨により各河川が氾濫した。 被害額 住宅関係 8,600千円 農業関係 919,361千円 土木関係 192,720千円 その他 60千円 計 1,120,741千円
昭和63年12月16日	噴火	十勝岳	12月16日～3月5日にかけて21回の噴火を繰り返した。噴火は小規模であったが、爆発的噴火を特徴とし、火災サージや小型火砕流を伴うこともあった。噴火時が積雪期であったが小規模な火砕流が発生しただけで直接的な人的及び物的被害はなかった。
平成28年8月20日～23日	集中豪雨	全町	台風9号、11号の影響により激しい雨となった。8月23日5時に災害対策本部設置、富良野川、ヌッカクシ富良野川増水により、6時14分、6時49分に避難勧告を発令し、避難所として、なかまーる、旭中地区集会施設、宇文小学校の3カ所を開設する。 被害額等 農業関係 167,291千円 土木関係 93,043千円 衛生関係 1,195千円 商工関係 3,984千円 公共文教施設関係 124千円 計 265,637千円 床上浸水 2棟 床下浸水 12棟

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 171人 (独自データ)
- ・ 小規模事業者数 129人 (独自データ)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	26	18	町内に分散
	製造業	10	7	町内に分散
	卸売業	2	1	町内に分散
	小売業	34	27	市街地に集中
	飲食業	57	45	町内に分散
	サービス業・その他	42	31	町内に分散
	計	171	129	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
中富良野町防災会議条例	S38.1	
中富良野町災害対策本部条例	S38.1	
防災訓練の実施	毎年	防災訓練・防災講演会
自主防災組織の設置	—	全町に設置済
防災備蓄品購入補助	随時	
防災ハンドブックの更新配布	H31.4	町内全戸配布
防災備品の備蓄	—	○備蓄食料(令和2年9月現在) 缶パン (1,012缶)、アルファ米 (2,531食)、 粉ミルク缶 (5缶)、液体ミルク (24缶)、飲料水500ml (5,736本) ○防災資器材 (令和2年9月現在) ダンボールマット (11台) パック毛布 (740枚)、 バックマット (370枚) 乳児用おむつ (348枚)、大人用おむつ (304枚)、簡易トイレ収納袋 (5,780)、ロウソク (360本)、石油ストーブ (70台)、灯油ボイラ・ポンプ (70本)、 手動充電式ラジオ (35台)、メガホン (2台)、ヘルメット (12個)、救急胴衣 (10着)、ブルーシート (10枚)、救急箱 (2個)、土のう袋 (400枚)、懐中電灯 (10個)
中富良野町新型インフルエンザ等対策本部条例	H25.3	

2)商工会の取組

項 目	年 月	備 考
損害保険への加入促進	随時	チラシ配布等
自治体との連携	R2.8	事業継続力支援計画作成の協議

近年、集中豪雨の被害が多発していることから、町関係部局との連携を強化が必要であり商工会女性部・青年部が地域別協力団体となっている。

また、平成30年9月の北海道胆振東部地震によるブラックアウト際に、会員有志が自主的に炊き出しを行うなどの支援を実施している。

2 課題

- ・緊急時の行動計画が漠然としており、商工会における具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・知識不足のため支援計画の内容が職員間で十分に浸透されていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていないため、予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染症拡大時に備えたマスクや消毒液の備蓄、リスクファイナンスを対策としての保険の必要性等を啓蒙する。

3 目標

- ・行政及び自主防災組織等と連携した各種防災訓練に積極的に参加する。
- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかに復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	26	18	0	1	1	1	1
製造業	10	7	0	0	1	1	1
卸売業	2	1	0	0	0	1	1
小売業	34	27	0	1	1	1	1
飲食業	57	45	0	2	2	2	2
サービス・その他	42	31	0	2	2	2	2
合 計	171	129	0	6	7	8	8

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、本計画期間における両地域の全小規模事業者が策定するように設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策として計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る (被害地、先進地の事例研究含む)	セミナー開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る (保険・共済内容の把握)	セミナー開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発症時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	随 時

4 その他

- ・連携会議とは別に、経営改善委員会に合わせて事業継続力強化支援委員会（仮称）を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

中富良野町	中富良野町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常時に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害時のリスク及び影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・連携先からの専門家派遣による普及セミナーや相談会、町内関係機関への呼びかけによる研修会の開催などを実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ.フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	26	18	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
製造業	10	7	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1
卸売業	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1
小売業	34	27	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
飲食・宿泊・サービス	57	45	0	2	2	2	2	0	2	2	2	2
その他	42	31	0	2	2	2	2	0	2	2	2	2
合 計	171	129	0	6	7	8	8	0	6	7	8	8

- ・事業継続力強化支援委員会を年1回開催し、状況確認や改善点などについて協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで、地域の小規模事業者などが常に閲覧可能な状態とする。

オ.当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、中富良野町地域防災計画を基に連絡ルートなどの確認を行う。

実施時期	役場庁舎防災訓練に合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	中富良野町産業建設課産業係

カ.発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ町総務課及び産業建設課と協議し策定する。

(2) 発災後の対応

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話などを活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位①電話 ②メール（Eメール） ③SNS（LINE）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能などを活用し、情報の共有を行う。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・中富良野町防災対策本部の方針に従い、町総務課及び産業建設課との連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害などの状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想された場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、商工会と町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メール又はFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品など）の算定について、あらかじめ町と定めた方法

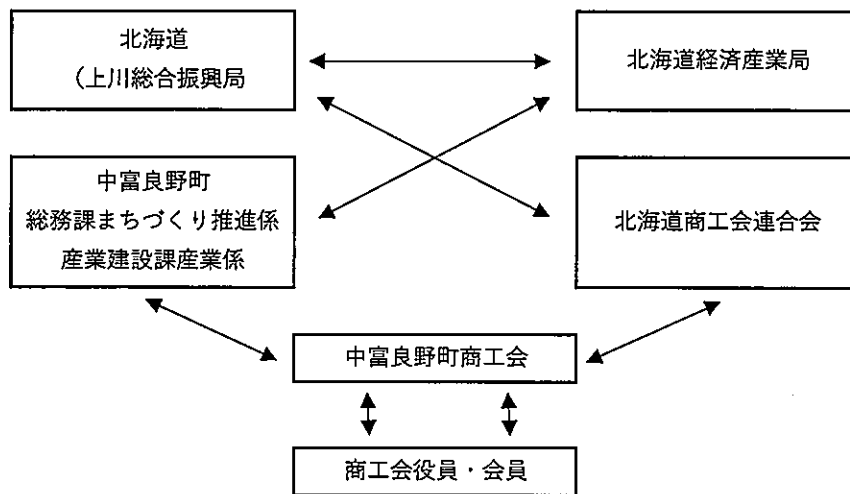
により確認する。

- ・商工会と町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住 所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設については、町の方針に基づき、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを、町や関係機関に相談する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度などの申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

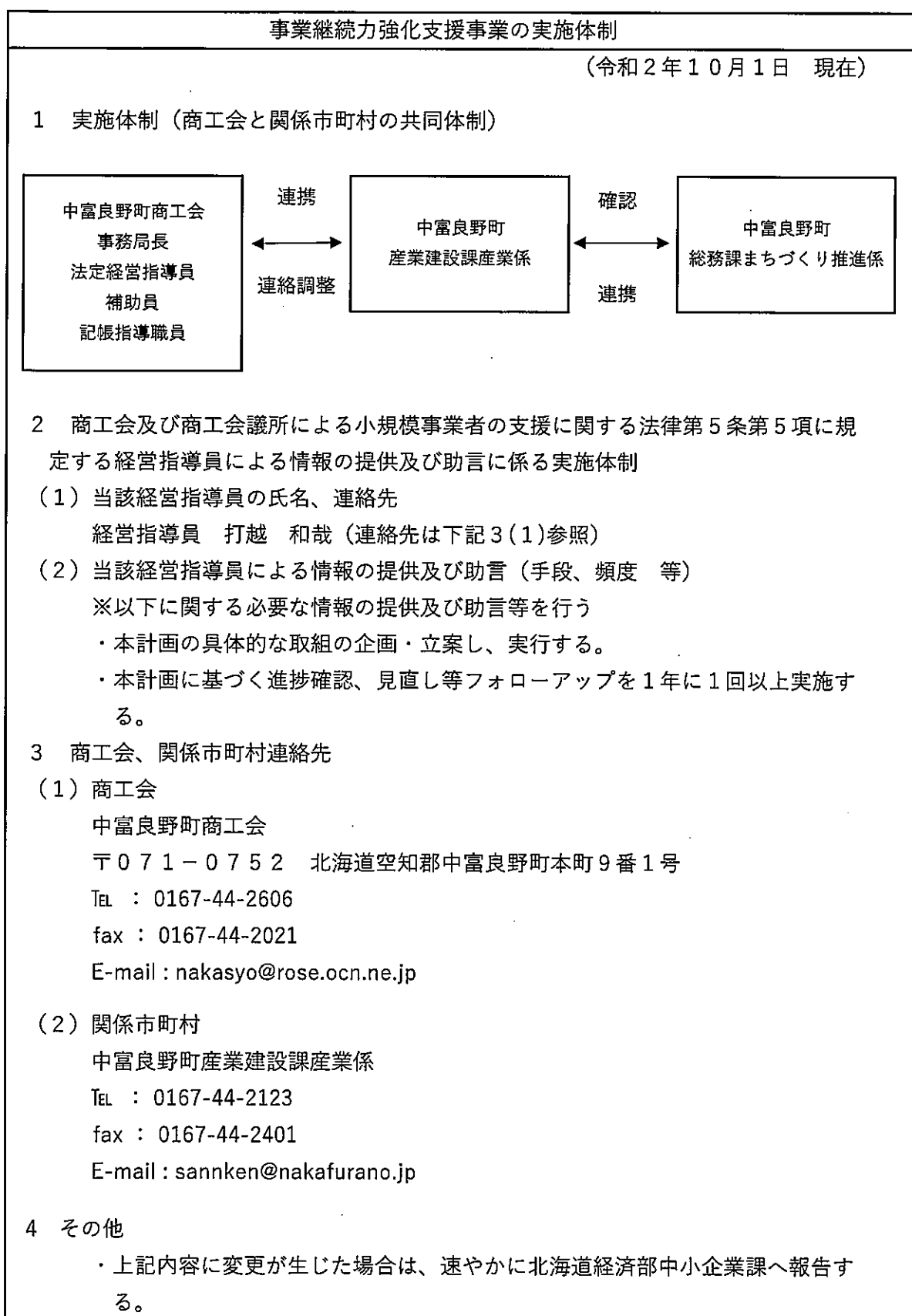
- ・町の方針に基づき、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを、町や関係機関に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、町・商工会のHP及び広報誌などにおいて公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ 啓蒙・普及費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。